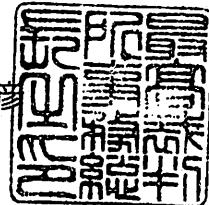


平成31年3月27日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

3月27日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所が不開示とした判断に対し、「少なくとも修習日誌の本文は不開示情報に該当しない」と主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

「食堂の飯は案外美味かった。不味いって言う奴は第三者の意見に乗っかって食堂行ってない奴。自分の目で判断すること大事。」という趣旨の記載がある、72期導入修習時の修習日誌

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、2月22日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 苦情申出人は、修習日誌の本文は不開示情報に該当しない旨主張している。

しかし、修習日誌における具体的な内容が記載されている、文書の存在を答えると「食堂の飯は案外美味かった。不味いって言う奴は第三者の意見に乗っかって食堂行ってない奴。自分の目で判断すること大事。」という趣旨の記載がされた修習日誌が存在する事実が明らかとなる。

修習日誌は、司法修習生が記載したものであり、そこに記載されているのは、修習生個人の内心、思想、考えを含めた個人的な情報である。修習生としては、日誌に記載する内容は、司法研修所内で教官や事務局職員に読まれることを想定して記載しており、たとえ記載どおりの表現ぶりでなく、その趣旨や要旨であったとしても、その内容が広く世間に公開されることは、全く想定していない。修習日誌に記載された内容によっては、他の情報（修習生間の相互のやり取り等）と照合することにより特定の個人を識別することが可能な場合が考えられるし、特定の個人を識別することができないとしても、公になることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある（行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号）。

また、修習日誌は、修習生に担当日の修習等に限らず、修習全般に関するきたんのない感想等を記載させ、司法修習の在り方等の参考とするために使用するものであり、修習日誌に記載した内容が、たとえその趣旨や要旨であったとしても、公にされることがあるとすれば、修習生が修習日誌の記載に際して萎縮をし、修習生の意見を司法研修所が得ることができなくなり、司法修習運営上の大変な事務支障となる（法第5条第6号）。

なお、司法研修所長、教官及び事務局職員が、修習日誌の内容について、司法修習生に対して読み上げたり、周知したりということがあったとしても、それは守秘義務を負っている司法修習生という限られた対象者に対し、講義の一環であったり、事務運営の必要上行われるものであって、そのことをもって修習日誌の内容が不特定多数の者に広く公表されたことにはならず、修習日誌の内容を開示する理由とはならない。

イ よって、原判断は相当である。